

## バリアフリー

バリアとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものことで、車いすの人にとっての段差や隙間等の物理的バリア、耳の不自由な人が車内放送を聞き取れないといった情報のバリア、無理解や差別等の心理的バリア、障害を理由につけない職業がある等の制度的バリアがあります。これらを除去することをバリアフリーと言います。例えば、エレベータ等を設置して車いすの人が移動できるようにする、車内に文字放送装置を設置して耳の不自由な人が分かるようにする等です。

## 交通バリアフリー法

公共交通については、2000年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」がバリアフリーを義務付けています。この法律の目的は、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に関わる身体の負担を軽減することによって、その利便性および安全性を向上することです。鉄道事業者は以下の3点に対応しなくてはなりません。①旅客施設・車両を一定の基準に適合させ、維持する(既存のものについては適合させるよう努力する)。②高齢者、身体障害者に必要な情報を提供する、③高齢者、身体障害者等の多様なニーズ・特性を理解した上で適切な対応ができるように社員を教育する。

## 移動円滑化基準

交通バリアフリー法で満たすことが義務付けられている具体的な基準が、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(移動円滑化基準)」です。鉄道車両に関するものを表1にまとめます。車両に乗りこむまでのバリアが相対的に大きいこともあり、旅客施設に対する経路やエレベータについては詳細な記述がありますが、車内設備については、車いすスペースや情報提供装置の設置等4項目のみとなっています。なお、手すりについて、バスでは、3席に1本以上と設置数が定められています。

## ユニバーサルデザイン

交通バリアフリー法の基本方針に、対応策の実施の際には「高齢者、身体障害者を一般と区別するのではなく、障害の無いものと共に移動できる形での施設整備を図るいわゆるユニバーサルデザイン(UD)の考え方に十分留意することが重要である」と明記されています。UDとは、あらかじめ多様な人のことを考慮にいて、最初からバリアをつくらないようにしようという考え方で、今後はすべてのものづくり、システムづくりの基本となると予想されます。多様な人という表現では漠然としていてわかりにくいので、必要な配慮の点でグループ化した例を表2に示します。加齢や障害だけでなく、身体の大きさ、不慣れ、手がふさがっ

ている等の点でもバリアがないように配慮する必要があることが分かります。

こうした視点から、移動円滑化基準を上回る対応をしている鉄軌道事業者も多くあります。例えば、身長の高い人等のために設けられた低いつり革です。つり革に届かずつかまるところがないことは、そのために鉄道を利用できないほど大きなバリアではありません。しかし、移動時の身体の負担を軽減して利便性と安全性を高めるという法律の趣旨に照らし合わせれば、これもバリアフリーの対象であると考えられます。はっきりと認識されていない点で潜在的なバリアと言えるでしょう。

## 車両のモデルデザイン

UDの視点も含め、望ましい車両構造に関する具体的な提案をまとめたものに「障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン((財)運輸政策研究機構)」があります。移動円滑化基準に記載のない優先席や弱冷房車等の設置が推奨されているほか、上述した低いつり革も先進的な事例として紹介されています。

(人間科学研究部 人間工学 斉藤綾乃)

※記事に関するお問合わせ先  
人間科学研究部(人間工学)  
NTT: 042-573-7348  
J R: 053-7348

表1 車両に関する基準の概要

概要	設置率
乗降口が基準を満たすこと(ホームとの隙間・段差が小さい、有効幅80cm以上、床が滑りにくい、ドアの開閉側を音声で知らせる装置の設置、車内の段差が容易に識別できる)	—
側面に行き先等を表示すること	—
連結部に転落防止設備を設置すること	0.36
車いすスペースを設置すること、車いすの通る通路は有効幅80cm以上であること	0.37
手すりを設置すること	—
トイレを車いす対応とすること	0.24
車内に情報提供装置を設置すること	0.34

設置率は、平成14年度末における、基準を満たす編成の割合(数字で見る鉄道)。「—」はデータがないことを示す

表2 多様な人の例

グループ	該当する人
視覚情報を得にくい利用者	視覚障害者、高齢者、停電等の場合
聴覚情報を得にくい利用者	聴覚障害者、高齢者、騒音環境下
車いすの利用者	車いす利用者、ベビーカー利用者
負担に配慮する必要のある利用者	高齢者、妊婦、内部障害のある人、病人
身体が大きいあるいは小さい利用者	子ども、車いすの人、大きい人
手が使えない利用者	上肢に障害のある人、手がふさがった人、乳幼児連れ
不慣れな利用者	不慣れな人、外国人
特別な配慮の不要な利用者	一般の利用者
その他	和装の人、左利きの人